

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
範囲	<p>Q9. 被保護者の場合に介護保険と給付の内容に違いがありますか？</p> <p>A. 介護保険の対象となる介護サービスと、原則的には同範囲です。ただし、個室（詳細はQ34とQ35参照）の利用に関しては生活保護独自の取扱いがあります。 介護扶助の範囲は①居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）②福祉用具③住宅改修④施設介護⑤介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）⑥介護予防福祉用具⑦介護予防住宅改修⑧介護予防・日常生活支援（総合事業。要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者に限る。）⑨移送となります。 ※第3号被保険者は基本チェックリストの対象外です。</p>
申請	<p>Q10. 被保護者から介護サービス利用の申出がありました。この場合、生活福祉課に連絡する必要はありますか？</p> <p>A. 介護扶助の申請やケアプラン等の提出が必要なため、まずは担当CW又は介護担当へ連絡してください。 通常、介護扶助の申請は、被保護者が居宅介護支援計画等の写しを提出して行うことが原則です。しかし被保護者が希望する場合、及び被保護者からの提出を待っては保護の迅速かつ的確な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、本人の同意を得た上で、直接指定居宅介護支援事業所等から居宅介護支援計画等の写しの交付を求めることとして差し支えありません。</p>
決定	<p>Q11. 介護扶助の場合も介護保険と同様に介護サービス利用開始日は、介護認定の申請日まで遡れますか？</p> <p>A. 介護扶助を適用する期日は、原則として保護申請書または保護変更申請書の提出のあった日以降において<u>介護扶助を適用する必要があると認められた日</u>です。介護扶助を適用する必要性について介護担当で検討しているため、必ず事前相談及び必要書類の提出を行ってください。</p>
担当	<p>Q12. 生活福祉課の介護担当について誰に連絡したらいいのか教えてください？</p> <p>A. 令和4年10月現在、介護支援専門員の資格を持つ介護嘱託職員が2名います。役割は以下のようになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●村中嘱託職員（内線5277） 在宅サービス、住宅改修、福祉用具購入⇒「事業対象者」「要支援1・2」の認定者 入所・入居のサービス⇒①グループホーム「介護度に関係ない」②小規模多機能型居宅介護「介護度に関係ない」③住宅型有料やサ高住で「要支援1・2」の認定者 ●川内嘱託職員（内線5227） 在宅サービス、住宅改修、福祉用具購入⇒「要介護1～5」の認定者 入所・入居のサービス⇒①介護保険施設（特養、老健、医療院・療養型）、特定施設入居者生活介護②住宅型有料やサ高住で「要介護1～5」の認定者（併設サービスが小規模以外） ●川崎職員（内線5227） 指定介護機関の手続き、第3号被保険者の手続き、請求関係、等。

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
暫定利用	<p>Q13. 介護保険と同様に暫定利用はできますか？</p> <p>A. 新規申請の<u>暫定利用について介護扶助は原則認めていません。</u> ただし、下記①～③のいずれかのやむを得ない理由に該当する場合は、暫定利用を認め、認定結果が出る前に被保護者が死亡した場合や実際の要介護状態等区分を超えた支払いが発生した場合について生活保護法第80条の規定により、被保護者からの返還を免除できます。</p> <p>①従前同居人からの介護を受けていたため、要介護認定等の申請を行わずにいたが、介護を行う同居人に病気等の介護が行えない事由が生じ、急遽事業者による介護サービスが必要となった場合。</p> <p>②要介護認定等の決定が通常想定される事務処理期間（1か月間）を著しく超えていて、かつその認定の結果を待っているのは著しく要介護（支援）者の身体の状態が悪化するとと思われる場合。</p> <p>③その他すみやかに介護扶助を行う必要があると保護の実施機関が認めた場合。</p> <p>※まずはやむを得ない理由①②に該当しなければ、暫定利用は認めません。認定結果が出るまでは他の代替手段で対応をお願いします。それでも対応できない事態と判断した場合はやむを得ない理由③を検討するため、生活福祉課へ相談してください。（その際、暫定プラン等の提出が必要となります） ※要介護認定前に被保護者の独断でサービスを利用していた場合は全額被保護者の自己負担となります。</p>
限度額	<p>Q14. 被保護者から区分支給限度額を超えてサービス利用の希望がありました。この場合、区分支給限度額を超えたケアプランを作成してもよいですか？</p> <p>A. 生活保護では、区分支給限度額の範囲内で介護サービスを受けなければなりません。区分支給限度額の範囲内でケアプランを作成してください。また、被保護者が10割自己負担し、介護サービスを利用することは認められていません。</p>
給付制限の解除	<p>Q15. 生活保護になる前は介護保険の給付制限がありました。生活保護になっても給付制限は続きますか？</p> <p>A. 介護保険料未納者の介護扶助負担割合について「生活保護の被保護者である場合」には、保険料未納についての特別の事情があると認められ、下記の措置は講じられず、<u>既に講じられているときは解除されます。</u></p> <p>〔保険料滞納による給付制限〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期限から1年以上滞納した場合⇒償還払い申請が必要になります。 ・納期限から1年6か月以上滞納した場合⇒償還払い申請による保険給付が一部または全部が差し止められます。保険給付分が滞納保険料に充てられます。 ・納期限から2年以上滞納した場合⇒未納期間に応じて自己負担する額が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費（居住費・食費）は支給されません。

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
訪問看護の利用	<p>Q16. (介護予防) 訪問看護の必要性についてどんな確認が必要ですか？</p> <p>A. 訪問看護要否判定基準では訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その居宅において看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認めています。下記の内容も含めて検討するため、まずは生活福祉課へ相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要介護者や要支援者は介護保険又は介護扶助による給付を優先して検討します。 ●しかし急性憎悪時の訪問看護及び末期がん・難病等に対する訪問看護及び精神疾患を有する患者（認知症が主傷病である者を除く）は医療扶助による給付を検討します。 <p>※精神科訪問看護指示書が交付された場合は、精神科訪問看護に限られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原爆被爆者援護法（原爆手帳）、特定疾患治療研究事業での受給者証がある場合、障害者自立支援医療（精神通院）での受給者証がある場合は、公費での訪問看護が利用できる場合もあるため、それも含めて検討します。※障害者自立支援医療（更生医療）による訪問看護は内容が限定（在宅腹膜透析患者や在宅中心静脈栄養実施者等）されるため、現在の該当者はいません。
居宅療養管理指導の利用	<p>Q17. (介護予防) 居宅療養管理指導の利用について生活福祉課へ提出しなければならない書類はありますか？</p> <p>A. 被保護者の担当ケアマネは居宅療養管理指導届出書を生活福祉課へ提出してください。もし居宅療養管理指導以外で介護サービスの利用がなく、担当ケアマネがいない場合は、生活福祉課へ相談してください。</p> <p>（居宅療養管理指導届出書についての留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅療養管理指導が入る前に提出してください。居宅療養管理指導届出書が提出される前に入った居宅療養管理指導の介護券は対応できません。 ・期間は介護保険有効期間内で最長6か月です。 ・居宅療養管理指導が入る医療機関からの情報（計画書や経過記録等）の写しも添付してください。
短期入所	<p>Q18. 居宅から1ヶ月を超えてショートステイを利用する予定です。生活福祉課へ連絡は必要ですか？</p> <p>A. 居宅から1ヶ月を超えて短期入所施設を利用する場合、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額として生活基準が変更になります。1ヶ月超の否かはケアプランで確認するため提出をお願いします。</p>
見積	<p>Q19. (介護予防) 福祉用具購入費及び（介護予防）住宅改修費を申請する場合、生活福祉課へ2社見積もりが必要ですか？</p> <p>A. 令和4年4月から第1. 2号被保険者についても2社見積もりが必要になりました。被保護者の（介護予防）福祉用具購入費及び（介護予防）住宅改修について、限度基準額の範囲内において必要最小限度の額としなければなりません。この必要最小限度の額を検討するため佐世保市生活福祉課では2社見積の提出としています。</p>

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
福祉用具と住宅改修の給付方法	<p>Q20. (介護予防)福祉用具購入費及び(介護予防)住宅改修費の給付方法は介護券(現物給付)ですか？</p> <p>A. 介護扶助は現物によって行うものとする。ただしこれによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができます。つまり福祉用具購入費及び住宅改修費の給付方法は原則として金銭給付になります。 佐世保市生活福祉課では以下のような支払い手順で対応します。</p> <p>●第1.2号被保険者 被保護者が福祉用具購入又は住宅改修を行った事業所へ1割負担を支払った後に、その領収書等を生活福祉課へ提出されてから被保護者へ一時扶助で支給します。</p> <p>●第3号被保険者及び上記第1.2号被保険者が1割負担をできない場合 福祉用具購入費又は住宅改修を行った事業所から、生活福祉課へ請求書を貰い、業者へ直接支給します。(第3号被保険者の場合は10割負担)</p>
住宅維持費	<p>Q21. 持家の被保護者で屋根から雨漏りがあります。介護扶助の住宅改修では対応できないので何か方法はありますか？</p> <p>A. 生活保護の住宅扶助に住宅維持費があります。 ●介護扶助の住宅改修：介護に関連した需要に着目したものです。 ●住宅扶助の住宅維持費：家屋の小規模な補修に係る需要に対応したものです。 基本的に両方の扶助を適用することはありません。適用には条件がありますので被保護者の住宅の状況で気になることがあれば、担当CWへ相談してください。</p>
おむつ	<p>Q22. 自宅にいる被保護者が紙おむつを節約するため、何度も同じおむつを使用していたのでお尻が被れています。何か方法はありますか？</p> <p>A. 常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合、生活保護のおむつ代の扶助があります。適用には条件がありますのでまずは担当CWへ相談してください。 ※長寿社会課でのおむつ購入費の支給が利用できる場合は、利用したうえで相談してください。</p>

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
<p>介護認定申請 (3号)</p>	<p>Q23. 第3号被保険者の介護認定を申請する場合どうすればいいですか？</p> <p>A. 生活福祉課へ申請書類等を提出してください。介護保険の被保険者でないことから生活保護制度で独自に要介護認定することになりますが、具体的には生活福祉課が長寿社会課の介護認定審査会に審査判定を委託して実施します。</p> <p>【生活福祉課へ提出する申請書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規 : ①介護保険申請書②主治医意見書 (後出し可) ●更新 : ①介護保険申請書②主治医意見書 (後出し可) ③決定通知書 ●区分変更: ①介護保険申請書②主治医意見書 (後出し可) ③決定通知書 ●2号⇒3号: ①介護保険申請書②不要 ③介護保険証
<p>主治医意見書 (3号)</p>	<p>Q24. 第3号被保険者の介護認定申請に係る主治医意見書の費用について医療機関から誰が支払うのか聞かれました。どうすればよいですか？</p> <p>A. 本人が支払えなければ生活福祉課で対応します。第3号被保険者の介護認定申請に係る主治医意見書について徴収を生活福祉課の検診命令として行った場合は、意見書記載に係る費用を生活福祉課から当該主治医に直接支払うことが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規・居宅の場合 上限5,500円 (課税) ●新規・施設の場合 上限4,400円 (課税) ●継続 (前回申請時と同一の医療機関) ・居宅の場合 上限4,400円 (課税) ●継続 (前回申請時と同一の医療機関) ・施設の場合 上限3,300円 (課税)
<p>65歳到達 (3号)</p>	<p>Q25. 第3号被保険者が65歳の誕生日を迎えて、第1号被保険者になります。必要な手続きを教えてください？</p> <p>A. 第3号被保険者で介護サービスを利用している場合等は、担当ケアマネへ担当CWから65歳到達に伴い「第3号⇒第1号」への申請手続き方法について説明をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号被保険者終了日：誕生日の前々日 ・第1号被保険者開始日：誕生日の前日 ・介護保険証は誕生日の属する月の前月25日に被保護者へ送付 ・申請窓口は長寿社会課 ・提出する書類は①介護認定申請書②介護保険証③介護扶助決定通知書「3号認定時の生活福祉課交付分」④委任状「代理人が行う場合、長寿社会課の様式」※主治医意見書は不要 ・最初の認定期間は6カ月～1年 ・介護保険証は申請から約1週間後に郵送 (その場で保険証はもらえません)

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A																							
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">他法優先（3号）</p>	<p>Q26. 第3号被保険者のケアプランを作成する場合、第1.2号被保険者のケアプランを作成する場合と何か違いがありますか？</p>																							
	<p>A. 第1.2号被保険者と第3号被保険者では優先される他法が異なります。従って介護扶助で居宅介護等を給付する場合は障害者施策で賄うことのできない不足分について介護扶助で行うこととなります。</p> <p>【第1.2号被保険者の場合】 介護保険法及び介護扶助によるサービス > 障害者総合支援法によるサービス</p> <p>【第3号被保険者の場合】 障害者総合支援法によるサービス > 介護扶助によるサービス</p> <p>生活福祉課では自立支援給付等該当可能性台帳を作成して、介護扶助から障害福祉サービスへの変更を検討しています。以下は検討にあたって参考としている介護保険サービスと障害福祉サービスの対応関係です。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">【介護保険サービス】</td> <td style="text-align: center;">【障害福祉サービス】</td> </tr> <tr> <td>○介護予防支援、居宅介護支援 介護予防ケアマネジメント</td> <td>⇒○計画相談支援</td> </tr> <tr> <td>○訪問介護、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービス</td> <td>⇒○居宅介護「ホームヘルプ」</td> </tr> <tr> <td>○（介護予防）訪問入浴介護</td> <td>⇒○訪問入浴サービス（地域生活支援事業）</td> </tr> <tr> <td>○（介護予防）訪問リハビリ</td> <td>⇒○自立訓練「機能・生活」（訓練等給付）</td> </tr> <tr> <td>○通所介護、通所型サービス</td> <td>⇒○生活介護（介護給付）</td> </tr> <tr> <td>○（介護予防）通所リハビリ</td> <td>⇒○療養介護（介護給付）自立訓練「機能・生活」（訓練等給付）</td> </tr> <tr> <td>○（介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護</td> <td>⇒○短期入所「ショートステイ」（介護給付）</td> </tr> <tr> <td>○（介護予防）福祉用具貸与 （介護予防）福祉用具購入 （介護予防）住宅改修</td> <td>⇒○日常生活用具の給付（地域生活支援事業）</td> </tr> <tr> <td>○（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</td> <td>⇒○居宅介護「ホームヘルプ」（介護給付）及び生活介護（介護給付）及び短期入所（ショートステイ）</td> </tr> <tr> <td>○（介護予防）特定施設入居者生活介護 （介護予防）認知症対応型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</td> <td>⇒○施設入所支援（介護給付）、共同生活援助（訓練等給付）</td> </tr> <tr> <td>○訪問介護「通院等乗降介助」</td> <td>⇒○同行援護又は行動援護（介護給付）</td> </tr> </table>	【介護保険サービス】	【障害福祉サービス】	○介護予防支援、居宅介護支援 介護予防ケアマネジメント	⇒○計画相談支援	○訪問介護、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービス	⇒○居宅介護「ホームヘルプ」	○（介護予防）訪問入浴介護	⇒○訪問入浴サービス（地域生活支援事業）	○（介護予防）訪問リハビリ	⇒○自立訓練「機能・生活」（訓練等給付）	○通所介護、通所型サービス	⇒○生活介護（介護給付）	○（介護予防）通所リハビリ	⇒○療養介護（介護給付）自立訓練「機能・生活」（訓練等給付）	○（介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護	⇒○短期入所「ショートステイ」（介護給付）	○（介護予防）福祉用具貸与 （介護予防）福祉用具購入 （介護予防）住宅改修	⇒○日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	○（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	⇒○居宅介護「ホームヘルプ」（介護給付）及び生活介護（介護給付）及び短期入所（ショートステイ）	○（介護予防）特定施設入居者生活介護 （介護予防）認知症対応型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	⇒○施設入所支援（介護給付）、共同生活援助（訓練等給付）	○訪問介護「通院等乗降介助」
【介護保険サービス】	【障害福祉サービス】																							
○介護予防支援、居宅介護支援 介護予防ケアマネジメント	⇒○計画相談支援																							
○訪問介護、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービス	⇒○居宅介護「ホームヘルプ」																							
○（介護予防）訪問入浴介護	⇒○訪問入浴サービス（地域生活支援事業）																							
○（介護予防）訪問リハビリ	⇒○自立訓練「機能・生活」（訓練等給付）																							
○通所介護、通所型サービス	⇒○生活介護（介護給付）																							
○（介護予防）通所リハビリ	⇒○療養介護（介護給付）自立訓練「機能・生活」（訓練等給付）																							
○（介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護	⇒○短期入所「ショートステイ」（介護給付）																							
○（介護予防）福祉用具貸与 （介護予防）福祉用具購入 （介護予防）住宅改修	⇒○日常生活用具の給付（地域生活支援事業）																							
○（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	⇒○居宅介護「ホームヘルプ」（介護給付）及び生活介護（介護給付）及び短期入所（ショートステイ）																							
○（介護予防）特定施設入居者生活介護 （介護予防）認知症対応型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	⇒○施設入所支援（介護給付）、共同生活援助（訓練等給付）																							
○訪問介護「通院等乗降介助」	⇒○同行援護又は行動援護（介護給付）																							

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
住宅改修 (3号)	<p>Q27. 第3号被保険者の介護扶助で住宅改修費15万円を利用しました。その後被保護者が第1号被保険者となった場合、介護保険の住宅改修は限度額20万円を利用できますか？</p> <p>A. 第3号被保険者の介護扶助で住宅改修費15万円を利用した場合、第1.2号被保険者では残額5万円を支給限度額として取り扱われます。その理由は介護保険の第2号被保険者との均衡を失さないようにするためです。 (しかし長寿社会課では第3号被保険者で利用した住宅改修は把握されていないため注意が必要です) ※最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修着工日に比べて、要介護状態が3段階以上重くなった場合や転居した場合は、改めて20万円を支給限度基準額として住宅改修費を支給できます。</p>
請求 (3号↓1号)	<p>Q28. 月の途中で第3号被保険者が誕生日を迎え第1号被保険者になりました。当該月の第3号被保険者だった期間の居宅介護サービス計画作成に係る介護扶助費について、介護券での請求ができますか？</p> <p>A. 第3号被保険者での当該月の居宅介護サービス又は介護予防サービスに係る給付管理業務は、保護の実施機関（公費負担者）から居宅介護支援事業所等へ委託されたものであるため、それに対する報酬は介護扶助により保護の実施機関が支払います。それに加え、第1号被保険者での当該月の居宅介護サービス計画費等は保険者から全額保険給付されます。 ※つまり居宅介護支援事業者は、同一人物に係る同一月の給付管理を二重に行えます。その理由は、生活福祉課及び長寿社会課が支給限度額を別々に管理しているからです。</p>
請求 (2号↓3号)	<p>Q29. 介護サービスを利用している第2号被保険者から生活保護の申請を受けたと言われました。当該月の請求で注意することはありますか？</p> <p>A. 生活保護決定前の介護報酬請求で介護サービスを利用している第2号被保険者から生活保護の申請を受けたときは、生活福祉課から利用している居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者に生活保護の申請を受けたことを知らせ、保護の決定（却下）の結果が出るまでは、その月の請求を保留するよう依頼しています。連絡が遅れる場合もありますので、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者の方も周知していただくようお願いいたします。</p>